官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件（国家公安委四三）　一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務四三三）

その他告示

○国家公安委員会告示第四十三号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月十二日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

1　氏名　アフマド・フセイン・アル・シャラア（AHMAD HUSSAIN AL-SHARAA (original script: أحمد حسين الشرع)）
名簿に記載された年月日　2013年７月24日（2014年６月２日、2015年12月10日、2019年５月１日、2022年11月８日、2023年11月14日及び2025年10月16日に改訂）
名簿記載者公告番号　ＱＩ－190

2　氏名　アナス・ハサン・ハッサーブ（ANAS HASAN KHATTAB）
名簿に記載された年月日　2014年９月23日（2016年10月25日及び2020年11月24日に改訂）
名簿記載者公告番号　ＱＩ－209

○外務省告示第四百三十三号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和七年外務省告示第四百二十一号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第二千七百九十九号に基づき、同理事会決議第千二百六十七号４（b）、第千三百三十三号８（c）、第千三百九十号２（a）、第千九百八十八号１（a）、第千九百八十九号１（a）、第二千二百五十三号２（a）及び第二千二百五十五号１（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和七年十一月十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

別表の637.及び668.を次のように改める。

（別表）

637.　削除

668.　削除